

春日井市告示第 52 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月11日

春日井市長 伊 藤



1 対象とする歳入

ふるさと納税寄附金

2 委託の相手方

(1) 東京都目黒区青葉台3丁目6番28号 株式会社トラストバンク

(2) 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天株式会社